

令和8年度

伴走型DXプロジェクト支援事業

募集要領

【お問合せ】

公益財団法人ふくい産業支援センター ベンチャー・DX推進部
〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16
TEL 0776-67-7411 E-mail dx-g@fisc.jp

令和8年5月

(公財) ふくい産業支援センター

1 本事業の目的

全社的にDXに取り組もうとする意欲のある県内中小企業者等に対し、専門家が社内DXプロジェクトの推進やその中核を担う社内DX人材の育成の伴走支援を行い、DXに自立的に取り組むための体制整備を支援することで、県内企業のDXを推進する。

DX（デジタルトランスフォーメーション）とは・・・

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（出典：経済産業省「DX推進ガイドライン」）

2 事業内容等

（1）実施内容

専門家が企業を最大10回訪問し、企業と目標を共有した上で、企業が行うDX推進に向けた取組みの過程に同行し、進め方等についてアドバイスを行い、取組みが円滑に進むよう伴走支援を行います。

※企業の自立を促すため、専門家は原則としてシステム開発や要件定義等の作業を伴う業務は行いません

（2）対象者

自社のDX推進に関する計画を策定し、その実行に向けた取組みを進めようとする県内中小企業者等（注）

（注）「県内中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者および中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に該当する中小企業団体であって、福井県内に本店所在地の法人登記が行われており（個人の場合は県内に住所を有していること）、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者とする。

（3）募集企業数

5社程度

（4）実施期間

支援企業の決定後から令和9年2月末日まで

（5）費用

専門家の支援にかかる費用は無料です。

※社内でDXに向けた取組みを進めるために必要な費用は、企業側で御負担ください。

3 募集期間

令和8年5月27日（水）～令和8年7月17日（金）

4 応募方法

所定の申請書類をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、添付資料を添えて以下の提出先に持参、郵送（書留または簡易書留）またはメールにて送信してください。

提出書類に不備がある場合は受理できませんので、余裕を持って提出してください。
郵送の場合、令和8年7月17日（金）必着となります。

【提出先】

（公財）ふくい産業支援センター ベンチャー・DX推進部

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16

E-mail : dx-g@fisc.jp

5 応募時の提出書類

- （1）伴走型DXプロジェクト支援事業 参加申請書（様式第1号）
- （2）申請者の詳細（別紙1）
- （3）現況および実施計画書（別紙2）
- （4）[法人の場合] 直近二期分の決算書資料の写し
[個人の場合] 直近二期分の確定申告書の写し
- （5）会社の概要のわかるもの（パンフレット等）

※提出書類（パンフレット含む）は、すべて日本産業規格A列4番（A4サイズ）の片面印刷にて提出してください。

※提出書類はホッチキス等で留めず、一式をダブルクリップで留めて提出してください。

6 選考委員会

（公財）ふくい産業支援センターが設置する選考委員会において、専門家による支援を実施する企業を選考します。

<実施方法>

提出された申請書類に基づき、対面にて審査を行います。選考委員会では、申請者から申請内容について説明を求める予定です。

<日時>

令和8年7月29日（水） 10時00分～16時00分のうち20分程度

※原則経営層の出席をお願いいたします。

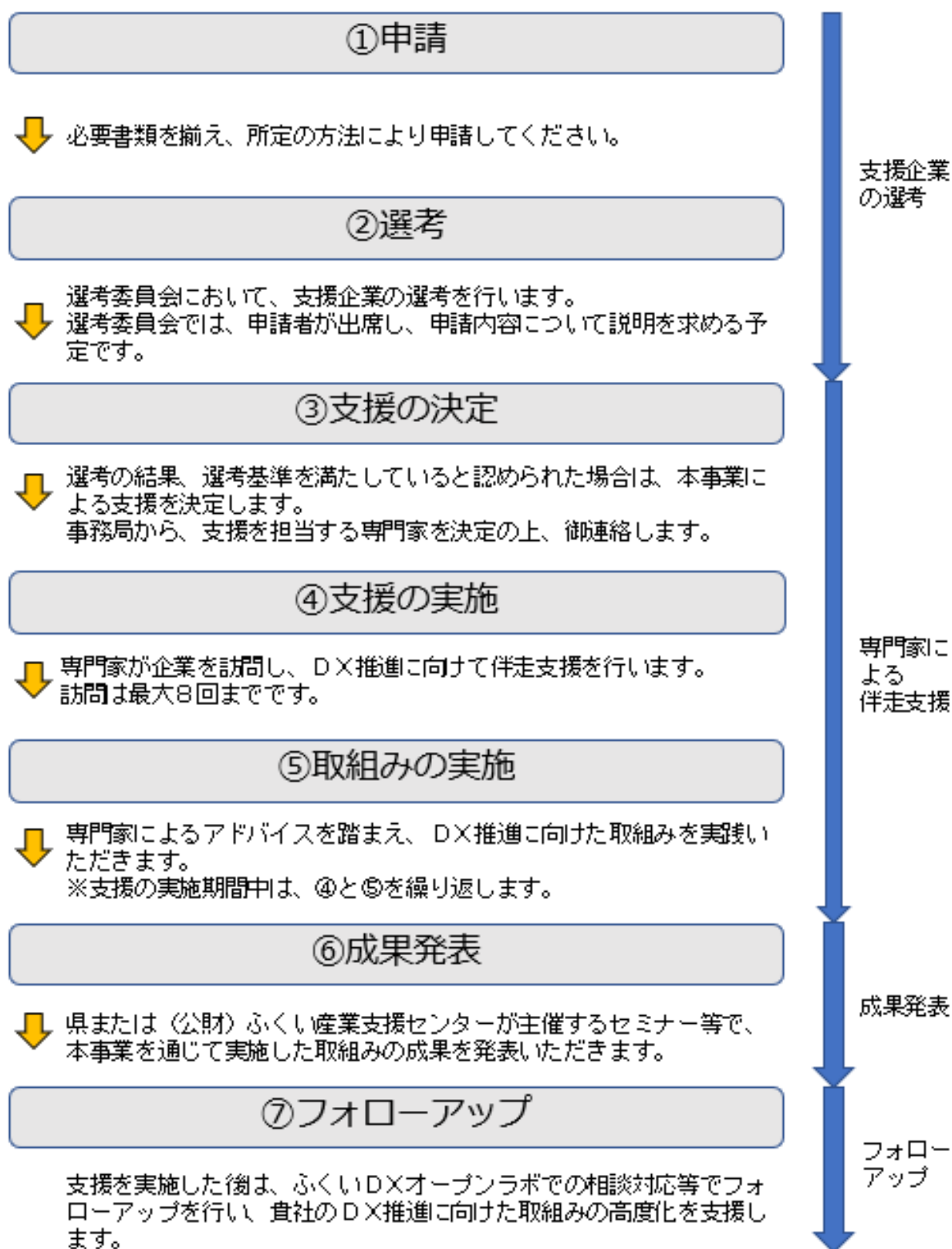
<選考企業の決定>

下記の選考基準を満たす企業の中から、業種、企業規模等を総合的に勘案し、専門家による支援を実施する企業を決定します。

選考の結果は、(公財)ふくい産業支援センターより書面にてお知らせします。

選考基準	内容
計画の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 自社の現況および課題を具体的かつ的確に把握できているか・ 計画の内容は、自社の現況や課題に対応した取組みを実行する内容であるか・ D X推進に向けた取組みの進め方や、取組みを通じて達成しようとする目標は妥当か
課題把握	<ul style="list-style-type: none">・ 自社のデジタルを活用して解決すべき課題が把握できているか
推進体制	<ul style="list-style-type: none">・ D Xを推進するための社内体制は無理のないものとなっているか（後に破綻する体制となっていないか）・ 伴走支援完了後、計画推進を自走できる体制となっているか
事業効果	<ul style="list-style-type: none">・ D Xの推進により自社の業務の流れや今後のビジネスモデル展開に与える効果をイメージできているか
実現可能性	<ul style="list-style-type: none">・ 社内が一丸となってD X推進計画の実現に向けて取組みを進めようとするものであるか・ 本事業の支援を受けて実施する取組みの内容は、本事業における支援期間内に完了が見込めるか
県内企業への波及効果	<ul style="list-style-type: none">・ D X推進にかかるモデルケースとして県内企業への波及が期待できる取組みであるか

7 事業の流れ



8 留意事項

専門家による支援を受ける企業は、以下の事項について御留意ください。

- (1) 支援終了後3年間は、専門家による支援終了後における事業実施状況を毎年報告してください。
- (2) 支援終了後は、県や（公財）ふくい産業支援センターが主催するセミナー等において取組みの成果等を発表いただく場合がございます。
- (3) 県または（公財）ふくい産業支援センターより、取組みの成果等を公表する場合があります。